

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームひだか博愛園みちしお

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームひだか博愛園みちしお 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置運営している指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームひだか博愛園みちしおにおける、指定介護老人福祉施設事業の運営及び入所に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう特別養護老人ホームひだか博愛園みちしおにおいて入浴・排泄及び食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護福祉施設サービスの提供に努める。
3. 事業を運営するに当って、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 事業の実施に当っては、「和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第62号）を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームひだか博愛園みちしお（以下「施設」という。）
- (2) 所在地 和歌山県日高郡日高町大字阿尾字洲野 646 番地

第2章 職員の職種、人数及び職務内容

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる

(1) 管理者 1名

施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護職員等

医 師 1名

生活相談員 1名

介護職員 1 5名以上

看護職員 2名以上

管理栄養士又は栄養士 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

介護支援専門員 1名

職員は、介護の提供等に努める。

(勤務体制の確保等)

第5条 入所者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を作成し、これを定めるものとする。

2. 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。

二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置するものとする。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置するものとする。

3. 施設の職員によって、介護福祉施設サービスを提供できるものとする。但し、入所者の処遇に直接影響のない業務についてはこの限りではない。

4. 職員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保する。

(1) 新任研修

採用後6か月間（毎月2回）

(2) 継続研修

毎月1回

第3章 指定介護老人福祉施設の入所者数

(入所者定員)

第6条 施設における入所者定員は、50名とする。

(ユニット数：5ユニット、ユニット定員：10名)

(定員の遵守)

第7条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて指定介護老人福祉施設を行ってはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 処遇内容及び利用料等の額

(介護内容)

第8条 介護内容は次のとおりとし、介護に当っては、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 1週間に2回以上適切な方法により入浴又は清拭を行う。
- (2) 心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (3) おむつを使用せざるを得ない場合は、適切に取り替えを行う。
- (4) 離床、着替え、整容等その他日常生活上の世話を適切に行う。
- (5) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

2. 前項の介護を行う場合は、常時1人以上の介護職員が従事するものとし、その利用に対して、入所者の負担により施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第9条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮し、栄養ケアマネジメントに基づいた食事内容とし、適切な時間に行うとともに、その者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(機能訓練)

第10条 入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能の回復又はADL維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第11条 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な措置を探るとともに、医師は入所者に対して行った健康管理に関し、入所者

の健康手帳に必要な事項を記載する。但し、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(相談及び援助)

第12条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第13条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を提供するものとする。

2. 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、同意を得たうえで、代わって行うものとする。
3. 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
4. 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 施設に係る利用料、その他の費用は次のとおりとする。

- 一 介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬）によるものとし、当該介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスである場合は、当該利用者に交付された負担割合証に記載された割合を受けるものとする。
- 二 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- 三 各号の支払いを受ける額の他、次のいずれかに該当する場合は、その費用の支払いを受けるものとし、又利用料については別途これを定めるものとする。
 - ア 居住費 1日あたり2,750円（非課税）
 - イ 食費 1日当たり1,445円（非課税）
 - ウ 特別な食事の提供を行ったことに伴う食材料費 実費
 - エ 理髪代 実費
 - オ 介護福祉施設サービスにおける、日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められる費用 実費

2. 前項第三号に該当する費用の額に係るサービスの提供及び居住費・食費の算定根拠

に当っては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

3. 施設は、第一項第三号に該当する費用の額を変更することができる。その際にはあらかじめ入所者又はその家族に対してその根拠について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
4. 第一項第三号ア及びイの居住費・食費について、見積もり当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として居住費・食費の額を変更することができるものとする。

(保険給付請求のための証明書の交付)

第15条 法定代理受領サービスに該当しない介護福祉施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容及び費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を入所者に交付するものとする。

(健康保持)

第16条 職員は努めて健康に留意すること。

(入所生活上のルール)

第17条 入所者は、相談援助、家族的共同生活の向上に努めるとともに、当施設の諸規程を守り、看護・介護職員の支持指導に従い、施設の運営に協力しなければならない。

2. 入所者は、管理者の定めた日課に従い行うよう努めなければならない。
3. 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
4. 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
5. 喧嘩、口論、泥酔い等で他人に迷惑をかけてはならない。
6. その他管理者が定めたこと。

第5章 施設運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第18条 介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格者等の確認)

- 第19条 当施設は、介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、この意見に配慮して介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

- 第20条 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としつつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護福祉施設サービスを提供するものとする。
2. 当施設は、正当な理由なく、介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
3. 当施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
4. 当施設は、入所申込者の入所に際しては、心身の状況、病歴等の把握に努め、その家族に対し、医師による診断書の提出を求めるものとする。
5. 当施設は、入所者について、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の間で協議するものとする。
6. 当施設は、その心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及び家族の希望等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
7. 当施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第21条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
2. 当施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

- 第22条 入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び

名称を、退所に際しては、退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

(介護福祉施設サービスの取扱方針)

- 第23条 当施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
2. 介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行うものとする。
 3. 介護福祉施設サービスの提供に当っては、懇切丁寧に行うとともに、入所者又はその家族対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 4. 介護福祉施設サービスの提供に当っては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、あらかじめ、当該入所者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかつた理由を記録するものとする。
 5. 当施設は、自らその提供する介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設サービス計画の作成)

- 第24条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、入所者それぞれの状況等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
 3. 介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、他従業者と協議の上、当該入所者に対する施設サービス計画の原案を作成するものとする。
 4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
 5. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行うものとする。
 6. 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際に、施設サービス計画を入所者

に交付するものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第25条 当施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入所することができるものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 当施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 当施設職員は、介護福祉施設サービスを行っているときに、入所者の状態の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医又は事業所の定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第28条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた善後策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
2. 入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
4. 入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他の運営に関する重要事項

(設備及び備品等)

第30条 当施設の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物とし、介護福祉施設サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。設備及び備品等に関する基準については、指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令39号）第3条に規程するところによる。

(掲示)

第31条 当施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、介護報酬の告示上の額、その他入所申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示するものとする。

(広告)

第32条 当施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(情報の保護等)

第33条 指定介護老人福祉施設に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の情報を漏らしてはならないものとし、職員が退職した後も同様とする。

2. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじ

め文書により入所者の同意を得なければならないものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第34条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に介護老人福祉施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を提供してはならないものとする。

(苦情処理)

第35条 提供した介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 提供した介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 提供した介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第36条 事業の運営に当っては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

(衛生管理)

第37条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2. 当施設において、感染症が発生しないよう万全を期すとともに、発生した場合には、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の予防のための指針を整備するものとする。

三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するものとする。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(虐待の防止等)

第38条 施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第39条 介護福祉施設サービス事業の会計をその他事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第40条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。

2. 入所者に対する介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第41条 この規程に記載のない事項並びに解釈に疑義が生じたときは、管理者に報告し、管理者はその処理に関して指示又は承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。